

令和7年度

美浜区は、皆さまのまちづくり活動を応援しています！

美浜区地域活性化支援事業 事業提案の募集要項

地域課題の解決や活性化など、美浜区内で主体的に行う取組みに対して、活動資金などを支援します！

☆☆募集期間☆☆

令和6年12月13日(金)～令和7年1月31日(金)

※新規で申請する団体は事前相談が必須です。

事前相談期間：令和7年1月17日(金)まで

●対象団体

町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、商業団体、大学の学生サークル等、区内で主体的にまちづくり活動を行う(予定の)団体
※政治・選挙・宗教活動、公益を害する恐れのある活動を行う団体などは除きます。

●支援コース

①地域づくり活動支援(上限額20万円)※最大3年

②区テーマ活動支援(上限額30万円)※最大3年

ア 海辺への愛着と誇りを高める取組み

イ 多世代交流を生む取組み

③地域拠点支援 ※本補助金を以て活動を本格実施し、新たに拠点を整備する場合に限る

ア 改装費等補助(上限額50万円)※初年度のみ

イ 家賃補助(上限額 月額5万円)※最大3年

＜事業実施団体の構成により補助率が異なる場合がありますのでお問い合わせください＞

★詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

＜問合せ先＞ 〒261-8733 千葉市美浜区真砂 5-15-1 美浜区役所 3 階
美浜区役所地域づくり支援課
電話:043-270-3122 FAX:043-270-3191
Eメール:chiikizukuri.MIH@city.chiba.lg.jp

＜当事業 HP＞



<目 次>

1	事業の趣旨・目的	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
2	募集する事業提案	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
3	事業の実施期間	・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ページ
4	応募資格	・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ページ
5	申し込み（事業提案の申請）	・・・・・・・・	5 ページ
6	審査・選考	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ページ
7	補助金の交付	・・・・・・・・・・・・・・・・	7 ページ
8	事業の実施及び事業の振り返り等	・・・・・・・・	7 ページ
9	実績報告及び活動報告会	・・・・・・・・	7 ページ
10	注意点等	・・・・・・・・	8 ページ
11	その他	・・・・・・・・	8 ページ

◎令和7年度美浜区地域活性化支援事業に係るスケジュール

・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ

◎申請書類記載例（参考）

・・・・・・・・ 10～14 ページ

1 事業の趣旨・目的

美浜区地域活性化支援事業は、地域課題の解決や地域活性化のために、区民の皆さまが主体的に取り組むまちづくり活動に対し、支援を行うものです。

活動を通じて、区民の皆さまが暮らしやすい地域が形成されていくことを目指す制度です。

2 募集する事業提案

① 地域づくり活動支援コース

補助事業	町内自治会等の団体が実施する、地域課題の解決や地域活性化に貢献する地域づくり活動
補助対象者	町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 NPO法人 市内の高等学校の生徒若しくは教職員又は大学の学生若しくは教職員（以下「学生等」という。）で構成される団体 商業団体 その他区長が適当と認める団体
補助対象経費	報償費（講師・指導者・協力者への謝金。 <u>団体内での謝金や単価5万円を超えるものを除く。</u> ） 旅 費 消耗品費 食糧費（当該団体における親睦のための飲食に要するものを除く。） 印刷製本費 光熱水費 通信運搬費 手数料 広告料 保険料 施設・機材等の使用料及び賃借料 備品購入費（原則、購入単価 2 万円以上のもの。パソコンなどの私用に供されるものは対象外。 <u>購入前に美浜区の検査を受けることを条件とする。</u> ） 負担金
補助率・金額	補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額の10分の10 上限額 1年間で20万円
補助期間	最大3年（補助金の交付は3回までとなります。） ※ 毎年度の申請及び審査が必要 となります。審査により2年目以降は事業採択を行わない場合があります。

② 区テーマ活動支援コース

補助事業	美浜区が設定するテーマに基づき、町内自治会等の団体が実施する地域づくり活動 <u>ア 海辺への愛着と誇りを高める取組み</u> 海辺の魅力を活用・発信することで、海辺への愛着や誇りを高めるような取組みを募集します。 <u>イ 多世代交流を生む取組み</u> 多様な世代の交流により、人と人とのつながりを生むような取組みを募集します。
補助対象者	町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 NPO法人 学生等で構成される団体 商業団体 その他区長が適当と認める団体
補助対象経費	報償費（講師・指導者・協力者への謝金。<u>団体内での謝金や単価5万円を超えるものを除く。</u>） 旅 費 消耗品費 食糧費（<u>当該団体における親睦のための飲食に要するものを除く。</u>） 印刷製本費 光熱水費 通信運搬費 手数料 広告料 保険料 施設・機材等の使用料及び賃借料 備品購入費（<u>原則、購入単価 2 万円以上のもの。パソコンなどの私用に供されるものは対象外。購入前に美浜区の検査を受けることを条件とする。</u>） 負担金
補助率・金額	補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額の10分の10 上限額 1年間で30万円
補助期間	最大3年（補助金の交付は3回までとなります。） ※毎年度の申請及び審査が必要となります。審査により2年目以降は事業採択を行わない場合があります。

③ 地域拠点支援コース

※本補助金を以て活動を本格実施し、新たに拠点を整備するものに限る。

補助事業	美浜区の地域課題の解決や地域の活性化に貢献する地域づくり活動を行うための拠点の整備			
補助対象者	町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 NPO法人 学生等で構成される団体 商業団体 その他区長が適当と認める団体			
補助対象経費	ア 改装費及び事業開始経費の補助		イ 家賃の補助	
	地域拠点の整備に必要な改装費及び事業開始に必要な経費 報償費（講師・指導者・協力者への謝金。団体内及び単価5万円を超えるものを除く。） 旅 費 消耗品費 食糧費（当該団体における親睦のための飲食に要するものを除く。） 印刷製本費 修繕料 光熱水費 通信運搬費 手数料 広告料 保険料 委託料 施設・機材等の使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費 備品購入費（原則、購入単価2万円以上のもの。パソコンなどの私用に供されるものは対象外。購入前に美浜区の検査を受けることを条件とする。） 負担金		新たに地域拠点を確保するために必要な家賃 （敷金・礼金、共益費、管理費などは除く。）	
補助率	学生等で構成される団体と連携する場合	その他の場合	学生等で構成される団体と連携する場合	その他の場合
	補助対象経費の10分の10	補助対象経費の2分の1	補助対象経費の10分の10	補助対象経費の2分の1
補助限度額等	上限額 1年間で50万円 補助期間 1年のみ（初年度） ※1事業につき初年度の1回のみとなります。		上限額 月額5万円（年間60万円） 補助期間 最大3年 ※ 毎年度の申請及び審査が必要 となります。審査により2年目以降は事業採択を行わない場合があります。	

3 事業の実施期間

申請年度の補助金交付決定の日（令和7年4月1日を予定）から当該申請年度の末日までの間とします。翌年度以降については、③地域拠点支援コース「ア 改装費及び事業開始経費の補助」を除き、3年（3回）まで補助金交付を受けることができます。

※ただし、**毎年度の申請及び審査が必要**となり、審査により2年目以降は事業採択を行わない場合があります。

4 応募資格

（1）申請団体の要件

- ア 区内で活動する町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、学生等で構成される団体、商業団体等であること。
- イ 1年以上継続して活動している。又は今後1年以上継続する活動が見込める団体であること。
- ウ 団体の事務所が千葉市内にあること。団体の事務所が無い場合は、代表者が千葉市内に居住していること。
- エ 当該団体又はその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）が、千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- オ 団体の代表者は、未成年者ではないこと。ただし、代表者が未成年者である団体において、当該支援事業の実施に関して、事業の申請までに書面にて保護者もしくは在学・在勤など所属する組織の承諾を得ている場合はその限りでない。

（2）対象事業の要件

- 申請する事業が、次のいずれにも該当すること。
 - ア 主として美浜区内での活動であること。
 - イ 事業の実施者が自発的に計画し、責任をもって運営にあたること。
 - ウ 同一内容の事業について、本補助金若しくは平成23・24年度美浜区民ふれあい事業「魅力ある美浜区づくり活動支援」に係る補助金の交付を3年以上受けていないこと。（地域拠点支援コースにおける、改装費及び事業開始経費は、初年度の1回に限る。）
- 申請する事業が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 政治活動、選挙活動、宗教活動又は公益を害する活動を行っている団体の事業
 - イ 特定団体の構成員のみを対象とする事業
 - ウ 資格・免許等の取得誘導又は特定の流派や組織の宣伝・勧誘を行う事業
 - エ 本市からの補助、助成及び委託を受けている事業
 - オ 講演会・イベントの開催のみを目的とした事業
 - カ 自主財源等により実施していた新規性のない事業

5 申し込み（事業提案の申請）

（１）提出書類（ア～オ）

ア 美浜区自主企画事業補助金交付申請書（様式第１号）

※規約・役員名簿・パンフレットなど、団体の構成・概要がわかる書類を添付してください。

（すでに活動している団体の場合は、活動実績がわかる書類も添付してください。）

イ 暴力団排除に関する誓約書（様式第３号）

ウ 事業計画書Ⅰ（様式第４号の１）

エ 収支予算書（様式第５号）

オ 事業計画書Ⅱ（様式第４号の２）

※同事業で継続申請（２年目、３年目）の団体のみ提出してください。

カ 備品購入費及び③地域拠点支援コースの「ア 改装費及び事業開始経費の補助」の修繕料、委託料、工事請負費、原材料費については、見積書など価格のわかるものを提出してください。

キ プレゼンテーション用資料を電子データで作成する場合は、当該データを提出してください。

（プレゼンテーションについては６（１）を参照）

※ ア～オについては、美浜区地域活性化支援事業ＨＰから様式をダウンロード可能です。

なお、申請にあたっては、本要項、本事業に係る要綱・要領等を熟読のうえお申し込みください。

（２）申請の流れ

① 事前相談・・・令和７年１月１７日（金）まで

書類内容を確認させていただきますので、



電話で来庁日時をご予約のうえ、窓口にお越しください。

※新規で申請する団体は必須

② 区からの修正指示など



③ 書類本提出・・・令和７年１月３１日（金）１７時００分必着

（３）提出先

美浜区役所地域づくり支援課

〒２６１－８７３３ 千葉市美浜区真砂５－１５－１ 美浜区役所３階

電話 ０４３－２７０－３１２２

※提出された書類は返却いたしませんので、必ず控えをとっておいてください。

※提出後の書類の追加、差し替え及び修正はできません（区からの指示によるものを除く。）。

※プレゼンテーション時に配付を希望する資料がありましたら、募集期間内に持参してください。

6 審査・選考

(1) 審査について

本事業における支援対象事業は、審査委員会による事業内容等の審査、選考を経て決定されます。申請書による書類審査及び、企画提案プレゼンテーションにより行われます。プレゼンテーションにおいては、審査委員との質疑応答が行われます。

プレゼンテーション

【参加必須】

- 開催日時 令和7年2月22日（土）※時間未定（事業提案数によるため）
※時間については募集締め切り後に決定し、各団体あてに通知します。
- 場 所 美浜保健福祉センター 4階 大会議室
- 発表時間 ①地域づくり活動支援コース、②区テーマ活動支援コース
団体発表：1団体7分以内 質疑応答：1団体8分程度
③地域拠点支援コース
団体発表：1団体10分以内 質疑応答：1団体15分程度

■その他

- (1) プレゼンテーション用資料を電子データで作成する場合は、提出書類とともに、当該データを提出いただきます。※1月31日(金)までに提出が必要です。

※パワーポイント形式もしくはPDF形式でデータを作成いただき、E-mailにより提出してください。アドレス：chiikizukuri.MIH@city.chiba.lg.jp(CD-R等也可)
また、提出物は原則として返還いたしません。

- (2) プレゼンテーションを欠席した団体の事業は、選考の対象外となりますのでご注意ください。

(2) 選考結果について

選考結果につきましては、事業の採択・不採択に関わらず各団体あて文書で通知します。
また、区ホームページでも採択事業を掲載します。

<事業採択の時期について>

プレゼンテーション終了後の3月下旬を予定しています。

※事業採択決定後、補助金交付決定日以降の事業活動に伴う支出が補助対象経費となります。
(補助金交付決定日より前の支出は補助対象となりませんのでご注意ください。)

<条件付き事業採択について>

事業の選定にあたっては、提案された支援コースとは別の支援コースでの事業実施が妥当であると判断した場合などには、別の支援コースでの事業実施を条件に採択させていただくほか、事業の改善などのために一部提案内容に変更や修正をお願いしたうえで事業採択を行う場合があります。

(結果として申請額より補助金交付決定額が減額となる場合もあります。)

7 補助金の交付

補助金の交付決定は、令和7年4月1日を予定しています。

美浜区自主企画事業補助金交付決定通知書（様式第6号）が送付された後、請求が可能となります。通常、請求書類の提出から約2週間～3週間後を目安に入金されます。

なお、補助金の交付は概算払となり、年度末に精算します。

8 事業の実施及び事業の振り返り等

（1）事業の実施

採択された団体は、申請した事業計画書と収支予算書内訳のとおり事業を実施していただきます。

ただし、実施する事業内容や収支予算書経費配分の大きな変更（交付決定額総額の10分の1以上）が生じる場合には、事業計画変更に係る書類の提出が必要となります。必ず事前に区へご相談ください。（計画変更申請がなく支出した費用は補助対象外となり、年度末に戻入していただくことになります。）

（2）事業の振り返り（中間期・事業終了時）

事業の中間期・事業終了後に、区が示す振り返りシート（アンケート形式）に基づき、事業の振り返り（事業の進捗状況等の確認）を行っていただきます。

（3）フォローアップ研修への参加

美浜区の実施するフォローアップ研修会（年間1～2回程度）に参加していただきます。

（4）活動状況の取材協力・区ホームページ等への掲載

実施事業の活動状況を把握するため、区職員による活動状況の取材・ヒアリングを行います。日程調整のご協力をお願いします。

また、活動状況を区民の皆さまに周知するため、区ホームページ等に掲載します。

9 実績報告及び活動報告会

（1）実績報告

事業完了後、要綱に定める様式により実績報告をしていただきます。事業報告書、収支決算書のほか、領収書又はレシート（写し可）の添付が必要となります。

※領収書の宛名は必ず団体名とすること。（個人名や上様などは不可）

※支出内容が必ず分かるようにすること。（「お品代」等は不可）

※領収書やレシートが無いものは、補助金の支出として認められません。

※旅費については、受領者から領収書を受け取るか、支払簿にサインをもらってください。

（2）活動報告会（名称：美浜区まちづくり活動報告会）

美浜区まちづくり活動報告会（開催時期は令和8年4月を予定）に出席していただき、区民の皆さまに実施した事業の内容、成果、課題等について、発表していただきます。

また、報告会の様子等を美浜区ホームページ等で公表します。

10 注意点等

- (1) 申請した事業内容は原則として変更できません。(やむをえない理由で変更する場合は、事業計画変更に関する書類提出等が必要となりますので事前にご相談ください。)
- (2) 提出された書類に虚偽の記載が発見された場合などは、事業採択後であっても、決定の取り消し又は補助金の返還を求める場合があります。
- (3) 申請した事業を行わなかった場合や、事業縮小により必要な費用が減少した場合には、補助金の全額もしくはその一部の返還を求める場合があります。
- (4) 中間報告・検査などとして、事業の実施中に書類の提出を求める場合があります。

11 その他

- (1) 令和6年度「美浜区まちづくり活動報告会」(地域活性化支援事業支援団体による活動報告会)を下記のとおり開催しますので、今後の活動の参考などのためぜひご来場ください。

令和6年度「美浜区まちづくり活動報告会」

■開催日 令和7年4月19日(土)

■場所 美浜区役所4階講堂

※詳細は決定次第お知らせいたします。

令和7年度美浜区地域活性化支援事業に係るスケジュール

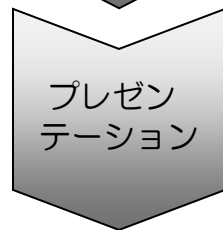
ステップ 時期

説明等



令和6年12月13日(金)
～令和7年1月31日(金)
《17時必着》
※事前相談は
令和7年1月17日(金)
まで(新規で申請する団体
は必須)

支援に係る事業提案申請の期間です。
＜提出書類＞
①美浜区自主企画事業補助金交付申請書(様式第1号)
◆**団体の構成・概要等がわかる書類を添付**(既に活動している団体は活動実績のわかる書類も添付)
②暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)
③事業計画書Ⅰ(様式第4号)
※過去に当事業(旧事業含む)による支援を受けたことのある団体は事業計画書Ⅱも併せて提出
④収支予算書(様式第5号)
⑤プレゼンテーション用資料(パワーポイント等)



令和7年2月22日(土)
美浜保健福祉センター
4階 大会議室
《参加必須》

事業提案に関して、区で指定した時間帯にプレゼンテーションを行っていただきます。
※参加が必須となります。



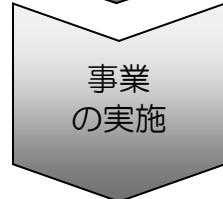
令和7年3月下旬
(予定)

審査により、事業の採択・不採択を決定し、各団体に結果を通知します。
採択団体には補助金交付請求書を提出していただきます。
＜提出書類＞
①美浜区自主企画事業補助金一括事前交付請求書(様式第10号)
②預金通帳の写し(委任状が必要な場合もあります)
③補助金交付決定通知書の写し



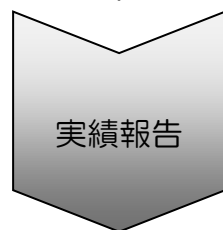
令和7年4月上旬以降
(予定)

補助金請求関係書類提出後、3週間程度で入金されます。
※書類提出が遅れた場合や書類に不備がある場合などは入金が遅れる場合があります。
※補助金の交付は概算払となり、年度末に精算します。



採択決定から
令和7年度末
の期間

補助金の交付決定日から当該事業の実施開始となります。
※活動について、取材や資料提供の協力をお願いする場合があります。また、団体における中間期と終了時の事業振り返り(アンケート)、フォローアップ研修を行います。



補助金交付に係る
活動の終了後

完了後、令和7年度の活動実績報告をしていただきます。
＜提出書類＞
①美浜区自主企画事業実績報告書(様式第11号)
②収支決算書
③領収書のコピー(レシートも可)
④その他区長が必要と認める書類



令和8年4月
(予定)

区民の皆さんに広く周知して、新たなまちづくり活動への参加などを目的とするため、各支援団体により事業活動を報告していただきます。(美浜区まちづくり活動報告会への参加)
※区指定の日時に報告いただきます。

記 載 例

〇〇年〇月〇〇日

美浜区自主企画事業（美浜区地域活性化支援事業）
補助金交付申請書

（あて先）千葉市美浜区長

申 請 団 体	団体・グループ名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
	住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
	代表者 職・氏名(※)	代表 〇〇〇〇 ※記名押印または本人（代表者）が署名してください。 ただし、押印または署名以外の方法により本人（代表者から）の申請であることを確認できる場合には記名のみで可。		
	電話番号 (携帯電話)	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	F A X 電子メールアドレス	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇@〇〇〇〇
	設立（活動開始）年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	構成員数（会員数）	〇〇人
ホームページ	無 ・ 有 【URL】 http://www.〇〇〇〇			
活動趣旨・目的	団体の活動趣旨、目的を記入してください。			
活動内容・実績	【新規団体】今後の活動内容を記入してください。 【継続団体】これまでの活動内容・実績のほか、今回申請する活動内容を記入してください。			
助 成 実 績	(過去5年) 助成金の名称、助成元の団体名、事業名、金額、時期等を記入してください。助成実績が無い場合は記入不要です。			
申 請 事 業	事 業 名	「事業計画書」に記載の事業名と同一のものとしてください。		
	支 援 コ ー ス	(申請する支援コースを1つ選んで○をしてください) I 地域づくり活動支援 II 区テーマ活動支援 III 地域拠点支援		
	共催・後援・協賛等	無 ・ 有 → 共催・後援・協賛・協力 [〇〇の会]		
	補助金交付申請額	収支予算書の「1 収入 市補助金」と同額 円		
	事 業 総 経 費 (対象事業費)	[収入総額（見込み）] 収支予算書の「1 収入 計」と同額 円 [支出総額（見込み）] 収支予算書の「2 支出 計」と同額 円		
実施時期・期間	〇年 〇月〇〇 〇〇年4月1日～〇〇年3月31日 〇〇日			
添 付 書 類	1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. その他区長が必要と認める書 団体の規約、構成員・活動内容がわかる資料を添付してください。			
* 代表者以外の方が連絡担当者になる場合、下記もご記入ください。				
連 絡 担 当 者	役 職		氏 名	
	電話番号 (携帯電話)	上記の代表者以外の方が連絡担当者になる場合は、こちらにも記入してください。		
	住 所			

* 美浜区自主企画事業補助金交付要綱ならびに美浜区地域活性化支援事業に係る実施要領等の関係法令等を熟読の上申し込みます。

記 載 例

団体名	〇〇〇〇〇〇
-----	--------

事業計画書Ⅰ

応募する活動・事業について

事業名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
目的 (解決したい地域課題など)	〇〇〇〇〇〇〇〇 課題となっている地域の状況とそれをどうしたいのかなどを記入してください。
取組内容	課題解決に向けて今回応募する取組内容について、具体的（どこで、何を、どうするのか等）に記入してください。
実施スケジュール	1か月単位くらいを目安に実施予定の内容を具体的に記入してください。 【例】 4月 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 5月 □□□□□□□□ 6月 △△△△△△△△

記載例

様式第4号の2

団体名	〇〇〇〇〇〇〇
-----	---------

事業計画書Ⅱ

(過去にこの補助金もしくは魅力ある美浜区づくり活動支援事業補助金を受けた団体)

過去に補助金を受けた年度	〇〇年度								
金 額	〇〇〇〇円								
事 業 名	〇〇〇〇〇〇〇〇								
過去に補助金を受けた活動・事業の成果									
過去に本補助金もしくは魅力ある美浜区づくり活動支援事業補助金の交付を受けて実施した活動内容と、活動により得られた成果を具体的に記入してください。									
過去に補助金を受けた活動・事業における課題									
活動を通じて見つかった課題を具体的に記入してください。									
今年度申請する事業について、過去の課題を受けて改善、又は拡大した項目について○をつけ（いくつでも）、その内容について記入してください。 <table border="0"> <tr> <td>(項 目)</td> <td>1 事業の対象</td> <td>2 実施場所・地域</td> <td>3 実施体制</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 広報</td> <td>5 その他（</td> <td>）</td> </tr> </table> （改善・拡大した内容） 過去の課題を受けて改善、拡大を図った項目の番号に○をつけ、その内容を具体的に記入してください。		(項 目)	1 事業の対象	2 実施場所・地域	3 実施体制		4 広報	5 その他（	）
(項 目)	1 事業の対象	2 実施場所・地域	3 実施体制						
	4 広報	5 その他（	）						

記 載 例

様式第5号の1

Ⅰ 地域づくり活動支援・Ⅱ 区テーマ活動支援

団体名

収 支 予 算 書

1 収入

収入科目	金 額 (円)	内 訳
市補助金	200,000	美浜区地域活性化支援事業補助金
寄 付 金		
参 加 費	10,000	〇〇〇〇〇
雑 収 入	30,000	
そ の 他		
収入計	240,000	

収入の合計額と支出の合計額は同額となります。

2 支出

支出科目	金 額 (円)	内 訳
報償費	30,000	〇〇〇〇〇
旅 費		
消耗品費	80,000	〇〇〇〇〇
食糧費		
印刷製本費	70,000	〇〇〇〇〇
光熱水費		
通信運搬費	10,000	〇〇〇〇〇
手数料		
広告料		
保険料		
使用料及び賃借料	20,000	〇〇,〇〇〇
備品購入費	30,000	
負担金		
その他		
支出計	240,000	

内訳欄には、支出の内容・金額の内訳を具体的に記入してください。

その他の欄には、補助金からの支出として認められない支出がある場合、記入してください。

注) 以下のような助成金の使用は対象としません。

- ・会員間での親睦のための食糧費
- ・団体内、または単価5万円を超える報償費

※収支予算書（様式第5号の2）【Ⅲ地域拠点支援】も同様に記入してください。